

年 会 費 規 程

最終改定日：平成 30 年 11 月 21 日

第 1 条 〔目 的〕

本規程は、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、「Vリーグ機構」という）の社員が納めるべき年会費について定める。

第 2 条 〔年会費の定義〕

本規程で定める年会費は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 27 条に基づき社員が負担するもので、Vリーグ機構の経費に充当する。

第 3 条 〔年会費の納入〕

社員は、Vリーグ機構の事業年度である 7 月から翌年 6 月までの 1 年分の年会費を、当該年度の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの間に、Vリーグ機構が指定する口座に振り込む。

第 4 条 〔年度途中の取扱い〕

事業年度の途中で入社する社員の取扱いは、次のとおりとする。

- ①当該年度の 7 月 1 日から 12 月 31 日までに入社した社員は、当該年度の年会費の全額を入社日の翌月末日までに納入する。
- ②当該年度の 1 月 1 日から翌年度の 6 月 30 日までに入社した社員は、当該年度の年会費の半額を入社日の翌月末日までに納入する。

第 5 条 〔会費の返還〕

納入された年会費は、いかなることがあっても返還しない。

第 6 条 〔年会費〕

社員が納入すべき年会費の金額は、所有するチーム数と所属するディビジョンに応じて次のとおりとする。公益財団法人日本バレーボール協会については、年会費を免除する。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ①DIVISION 1 所属チーム | 1 チームあたり 500 万円 |
| ②DIVISION 2 所属チーム | 1 チームあたり 300 万円 |
| ③DIVISION 3 所属チーム | 1 チームあたり 100 万円 |

第 7 条 〔改 正〕

本規程の改正は、運営会議の発議に基づく理事会の決議により、これを行う。

附 則

本規程は、平成 17 年 9 月 1 日より施行する。

<改定履歴>

平成 21 年 5 月 21 日 公益法人改革に伴い、「有限責任中間法人」の文言を「一般社団法人」に置き換えを行った。

- 平成 24 年 3 月 12 日 平成 24 年 3 月 12 日の理事会にて、年会費の根拠となる法令名称の正確を期すため、第 2 条の法令名称を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に書き換えを行った。地域リーグ所属の社員が存在しなくなったため、第 6 条第 3 項を削除し、それに伴い関連条項の項番号の修正を行った。
- 平成 24 年 6 月 22 日 平成 23 年 2 月 1 日に日本バレーボール協会が、公益財団法人として設立されたので、第 6 条を従来の法人名の財団法人から公益財団法人に書き換えを行った。また、リーグ名称の正確を期すため、第 6 条の V リーグを V・プレミアリーグに、V1 リーグを V・チャレンジリーグに書き換えを行った。
- 平成 26 年 11 月 19 日 V・チャレンジリーグの改編に伴い、V・チャレンジリーグ I と V・チャレンジリーグ II のチームの年会費をそれぞれ追加した。
- 平成 30 年 11 月 21 日 平成 30 年 11 月 21 日の理事会にて、リーグ再編成に伴い第 6 条の「リーグ」を「ディビジョン」に変更し、各カテゴリーの名称を併せて変更した。